

# 府中町就学時健康診断業務委託要求水準書

## 第1 基本事項

### 1 委託業務名

府中町就学時健康診断業務

### 2 委託業務内容

委託業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師（内科・眼科・耳鼻咽喉科 ※歯科を除く）及び看護師の派遣・調整業務
- (2) 運営スタッフ（受付、誘導、計測、検査補助等）の派遣業務
- (3) 業務実施に向けた町との事前打ち合わせ業務（複数回）
- (4) 運営スタッフ等への事前説明業務
- (5) 健康診断当日の会場設営、運営管理、及び終了後の撤去・清掃業務
- (6) 就学時健康診断参加者への健診業務（内科、耳鼻科、眼科、視力検査、聴力検査）
- (7) 受診票等の郵便物の印刷・封入・発送代行業務
- (8) 必要な検査器具、消耗品の調達および管理業務
- (9) 個人情報管理および情報漏洩防止対策業務
- (10) その他、上記に付帯する業務

### 3 委託場所の概要

安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ（広島県安芸郡府中町本町1丁目10-15）

### 4 実施回数及び対象児童数

4回（各回において、会場設営、運営、片付けまで一連の業務を行うものとする）

対象児童約500人（住所地区ごとに4分割し、あらかじめ日時を指定する）

### 5 実施予定日

令和8年10月19日（月）、令和8年11月2日（月）、令和8年11月9日（月）、令和8年11月16日（月）、令和8年11月24日（火）、令和8年11月30日（月）

※上記日程のうち4日実施予定、

契約締結後、速やかに府中町と委託業者において日程を決定すること

## 6 委託期間

契約締結翌日から令和8年12月31日まで

## 7 関係法令等の遵守

学校保健安全法、医師法、保健師助産師看護師法、個人情報保護に関する法律、労働基準法及びその他の関係法令等を遵守すること。

# 第2 実施体制

## 1 業務責任者等

委託事業者は、医療・公衆衛生に関する十分な知識を有し、かつ、類似業務の経験がある者を配属すること。また、欠員が出た場合には、業務に支障がないよう速やかに対応すること。

### (1) 業務責任者（1名）

一般的な進行管理、町及び学校との連絡調整、スタッフへの指示、緊急時の判断を行う責任者とし、常勤的な雇用者とする。

### (2) 業務スタッフ等

各検査項目に必要な医師、看護師等の有資格者、および適切な数の運営スタッフを配置すること。また、各業務開始までに全てのスタッフに対し、業務内容および守秘義務、幼児への接遇に関する研修または説明等を行うこと。

# 第3 業務内容

## 1 町が行う業務

- (1) 対象者名簿の提供
- (2) 会場の確保
- (3) 配布物のデータ作成
- (4) 健康診断で使用する備品の用意
- (5) 歯科医師、歯科衛生士の派遣・調整（※歯科については町が調整）
- (6) 健康診断で回収した健康診断票等の管理（学校へ配布予定）

## 2 委託事業者が実施する業務

- (1) **事前準備**：実施計画書・マニュアルの作成、町との打ち合わせ、スタッフ研修、発送業務。
- (2) **設営・撤去**：実施回ごとに、会場の設営を行い、終了後は速やかに原状回復（清掃・撤去）を行う。
- (3) **健診運営**：スムーズな誘導を行い、待ち時間の短縮に努める。また、幼児への適切な配慮（プライバシー保護、安全確保）を徹底する。
- (4) **事後報告**：健診終了後、速やかに結果データを集計し、町が指定する形式で報告書を提出すること。
- (5) **その他**：上記以外の業務が発生した場合は町と協力して実施すること。

## 第4 費用の負担区分

区分	負担内容
町が負担する費用	健康診断当日の光熱水費、郵便切手代（実費）、歯科医師等に係る調整及び費用等
委託事業者が負担する費用	人件費（医師・看護師・スタッフ）、交通費、発送作業に係る事務費、検査用消耗品、事務用品費、通信費、スタッフの健康診断および検査費用、賠償責任保険料等

## 第5 損害賠償および安全管理

- (1) 委託事業者の責に帰すべき事故等が発生した場合には、委託事業者はその責任を負うものとする。
- (2) 健康診断中に事故や体調不良者が発生した場合は、直ちに適切な応急処置を行い、町に報告すること。